2019.03.12. 第二期選挙市民審議会 第１回作業部会議事録

衆議院第２議員会館地下１階第５会議室

出席委員　片木淳、只野雅人、三木由希子（以上共同代表）
　　小林幸治、坪郷實

事務局　　太田光征、岡村千鶴子、桂協助、城倉啓、富山達夫

書　記　　岡村千鶴子、城倉啓

城倉啓：では、ただ今から第 2 期の選挙市民審議会の作業部会を始めたいと思います。本日の司会は私城倉が担当させていただきます。時間割ですが、最初に 30 分ぐらい考え方の確認をさせていただいて、そのあと 75 分と書いていますが、70 分ほど詰めないといけないところ、考え方と連動していますから、そして 11 時 40 分ぐらいから 10 分間担当の分担をしていただいて、5 月にもう 1 回作業部会を予定しておりますので、それを 5 月に持ち寄って 7 月の全体審議会で報告できるような形にすると考えております。ですので、5 月作業部会の日程決めというのもあります。11 時 55 分から 12 時までの最後の 5 分、ここに書いてないですけれども、共同代表者の方々のみで少しロビイングについての考え方の整理というのをしたいと思っております。公式には作業部会は 11 時 55 分までということでよろしくお願いいたします。

　では早速ですが、この資料についての若干の説明と、私が落としている部分もあるかと思いますが、事務局ではこんなふうに整理してみましたけれども。考え方の整理として、自由と公正というところがいつも緊張関係を持っていると、現行の公職選挙法は良く言えば公正の方に力を入れていると。しかし、それはすごく規制が多くて自由を阻害していると言うことだと思います。じゃあ、全部自由かといったときに著しい不平等が出てきたときどうするということ。そういうことが、今のところの大きな論点、ものの考え方として大きな論点だと思います。そして政党を位置づけるということをどういうふうに民主社会において位置づけるかと。あとこれは小林委員からのご提起の名称ですが、立候補後選挙活動期間というものを設けるとして、どのようにしたら良いかということ。そして、総枠上限規制という考え方でやっていこうということがあるのですけれども、そのことをもう少し話し合った方が良いのではないか。あと公費補助いわゆる公費負担についても、立候補後選挙活動との関係でですね、何をもって選挙活動と言うのかということ、それに対する補助になりますので。それとちょっと質が違う話が入ってきて、政党交付金の使途の方向付け。これも方向性は答申に中では、政策立案と女性候補というのは例示列挙されておりますけれども。ひとつはこれのみに使わせるのか、％なのかということと、これには使わせないという話もありますので、ここをもうちょっと論じていただきたいと。それと一体いくら集めるのか、そのときの計算式は何か、また集め方や配分の仕方、特に地域政党をどうするかということと関わってくると思います。またはイギリスのような野党に対するショートマネーのような考え方をどう考えるといったこと。あと報告の類ですね。どこからどこまでを報告させるのか、誰が何を、今非常に入り組んでいますので。というような事柄が、今まで審議会で話し合われていて、ある程度整理しないといけないのかなと。考え方を固めれば、その先の問題もず

い分楽になるので、作業部会としてはそのあたりを先にやっていただいてと思っております。皆さんがたの記憶の助けになればと思いまして、３～４ページは 11/28 の司会役であった三木由希子代表のまとめの言葉をそのまま載せておきました。こういったことが、今まで話し合いましたよねということですので、これを参考にもしていただいて、是非ご自由にお話になっていただければと思います。私からは以上でございます。

どこからでもどうぞお願いいたします。或いは詰めるべき点、細かいところからのほうが話しやすいのであれば、そちらと混ぜてももちろん構いませんけれども。最終的に考え方を整理して、役割分担までいけないとまずいなということですので。

片木淳：この作業部会が設けられるようになった経緯は、小林さんから提言があって、やったほうが良いのではないかということだったので、小林さんからどういう感じでやるのかもう一度発言していただいたらどうでしょう。

小林幸治：僕の方で城倉さんに提案させていただいたのは、審議会のいわゆる平場というかで議論してもなかなか展望が見えないというか、落としどころが見えにくくなってしまっているなというところがあったので。今日も公開というかこういう形式ばった会議ではなく、どの辺を落としどころにしましょうかという相談をしていかないと、ちょっとこの先泥沼にはまってしまうなという印象があるので相談したという感じです。なので、腹案を持ってこういう形でどうでしょうかというのは、特に僕自身は今日持ってきていませんし。なかなか作業ができていないというのが正直なところです。城倉さんの方で、今日も皆さんにお集まりいただいて、一定の方向性ぐらいは確認した上で、もう１回作業部会を開いて確認をした上で審議会に提起して、大まかな合意ができれば進めていくような段取りになると思うので。そういう意味ではちょっと問題提起というかと思います。第一期の第１部門で議論を進めていて、最初の中間答申でも合意をしていただいているので、そこら辺は当たり前といえば当たり前のことを述べるだけですけど。あまりにも公職選挙法自体が選挙運動の規制が厳しいというか、細かすぎるので、１回すべてを白紙から議論してはどうかということが根底にあると思います。その時に、あまり詰めた議論をしている中での提起ではなかったんですけど。少なくとも規制として買収に関わるような、票をお金で売り買いするようなことは法律上きちんと規定をして罰則もみたいなことは当然あったと思います。ほかにどうしても残さないといけない規制というのがどこなのかというのは少し議論はしつつ、最終的な結論まではまだ至っていないですけれど、その部分は少しずつというかかなりの部分で詰めて来られているのかなという印象はあります。ただそれと並行して、公的資金を活用して選挙活動とか政治活動にどういうふうに活用するのか、回すのか、再配分のあり方のひとつなんでしょうかね、考え方を示さないと一定程度全体的な提案にはなっていかないねというのが、第一期からの議論だったと思います。現行のお金の使い道として、どうしても選挙運動期間と政治活動というのは、制度上切り分けられてしまっているので、お金の部分も切り分けられてしまっているのかなと、そんなふうに思っていて。これはあくまでも個人的な案ですけど、よりわかりやすくするには一本化するべきだろうということを、基本的には思っています。ただその時に、ガラガラポンして一本化みたいなことは、あまりにも乱暴すぎるので、どういうふうに今の現行制度を見直した上で、どういうふうに収束させていく、

一本化していくのかという道筋ぐらいは示さないと提案にはならないかなと思っているので。そこら辺をどういうふうに形作っていくか、仕組みを変えていくための段階的にどういうふうに見直していくのかということは必要なんだと思っています。ただその前提として、ただ一本化することというのが政治資金と選挙運動費用というのが区分されてしまっているので、そこをより見えやすくするために、どういう形で一本化すべきなのかということが少なくとも合意できるような案を持っていないと、一本化への道筋というのは審議会としては答申に盛り込めないだろうと思っているので。現行制度を引きつけながら、一本化というのが可能なのか、それとも無理なのかということはちょっと議論できればなとは思っています。

城倉啓：そこでおっしゃっている一本化というは、選挙運動と政治活動というのも含むんですか。お金ですから、政治資金と選挙運動費用の一本化ですか。

小林幸治：そうですね。すでに議論というか、いろいろな形で話題提供もしていただいていますけど。選挙運動期間に関しては選挙運動費用として、ひとつのお金の流れがあるわけじゃないですか。政党交付金は政党交付金でひとつのお金の流れがある、また別に寄付とか、幾つかのお金の流れがあると思うんですけれども。それと制度との関係があって、というのが区分されてしまっているというか。当然選挙運動費用に関しては、使い道を基本的に国政選挙だったら総務省に報告をして、確認をしてもらうということという流れがありますよね。政治資金規正法の関係で言うと、政治団体の場合は政治団体としての報告を都道府県の選挙管理委員会に届け出るという流れがあって。そこら辺を一本化できるのかどうか。でも見やすくするには一本化したほうが見やすいだろうし、チェックする方もチェックしやすいでしょうし。それと相まって選挙運動期間というのも基本的に撤廃すると考えれば、選挙運動費用というのもどう考えるのか、どこが出して、どこに報告をするのかという話になってくるんだろうと思うんですけど。出すところと、報告するところも一本化するとか、そういうことが可能なのかどうかということなのかなと思います。

城倉啓：一本化するとすれば、それはより大きな概念だから、政治資金収支報告書で全部政治資金として選挙のお金もということなんでしょうか。選挙というのは期間が決まっていたり色々あると思うので、一本化といった時点でそちらの方に一本化、分けられているものをということなのかなと思ったんですけれども。ほかの委員の方どうぞお願いします。

坪郷實：前の議論のときに、確か只野さんがおられなかったと思うんですけど。前の議論をしていて若干思った点は、一つは何を一番基本に議論をしておくのかという論点なんです。一本化の議論と言われているのと重なると思うんですけれども。この政治資金・公費負担・政党助成金というふうに三つの問題が相互に関わっているのでこう出てきているわけですけれども。政治資金の規制については、これまで色々やられてきたので、あまり大きな更に展開はないかもわからないんですが。例えば政治資金という問題を基本に考えるという論点でまずは整理をするというのが一つのやり方ではないかと思うんですね。逆に選挙期間が従来はあって、様々な規制があった関係で公費負担というのが入っていたので、公費負担というのは果たして必要なのか？という問題は、そこから次に出てくる。それは現在政党助成金がありますので、従来のような選挙に直接関わるような公費負担は発想を変えるので、

一旦停止をするという形にして、政党助成金あるいは地域政党や無所属の候補者などに対してはどうするかという問題としてそのあたりは考えていくという。その議論の方向が一つはあるのではないかというのが、前回の議論についての私の印象なんですね。その辺は皆さんのご意見でどういう方向でいくかというのを検討することかなと思っているんですけどね。

城倉啓：ありがとうございます。ほかの方々もお願いします。

三木由希子：その政治資金に一本化するにしても、政治家が政治団体を複数持っているという状況で整理するというのは、結構大変な議論であるといえば大変な議論かなとは思います。多い政治家はすごくたくさん持っていますので、ただし政党支部と政治資金団体というのは政党に所属すると両方とも持っていて。それ以外は後援会的なものなので、そんなに資金の流れはなかったりすると思いますけど。なので、一本化することで何を目指しているのかというところがはっきりしないと、恐らく整理が付かない話だと思うんですね。わかりやすくすると言っても、そもそも政治団体が複数ある状態で特定のところで、政治資金と選挙にかかった費用を一本化しても全体像はどっち道わからないということにもなるので。政治資金と一本化することで、選挙にかかった全体費用を明らかにしたいということなのか。それとも政治家に関わるお金の流れをわかりやすくしたいということなのか。どちらのコンセプトで議論をすることになるのかというのが、ちょっとよく見えていないというところがあります。選挙にかかった費用の全体と言っても、政治活動と選挙活動がそもそも切り分けられない状態になるとすると、選挙公示後選挙期間でしたっけ、正確な名前が出て来ないですけど、その期間にかかったお金の全体を明らかにするために一本化するという意味であるのであれば、その選挙活動と政治活動に関わらず当該期間にかかったお金の全体像ということを把握するのであれば、何かに一本化しないとダメという話ですよね。純粋に上限規制を設けたところだけの把握を明確にするために必要なのであれば、一本化しなくても成り立つという話になると思うんですね。なので、議論の前提としてどちらを目指すという話になるんですかね。多分一本化の議論をするときは、それによって何が達成されるのかとか、何をそれをする目的にするのかというところを最初に議論しておいたほうが良いような気はしています。

只野雅人：ちょっと色々と考えなければいけないところがあるような気がするんですけれど。一つは、政治資金規制を考える場合というのは、流れを透明化するという目的があると思うんですね。そうすると、ある一定の範囲について届出をさせて、場合によっては公表してあとは世論の批判に委ねるという話になると思うんですけれど。更に一歩進んで、今出たような一定期間費用の上限規制をかけるとか、使途を制約するという話になると、どうしても別途規制の話が入ってくると思うんですね。違反した場合どういう制裁を科すのかという話になるでしょうし。そうすると、対象となる範囲をどこまで絞るのかということになって、少し話が複雑になるかなと。一つはそんな印象です。もう一つが、一般の政治活動と選挙運動期間と言っても、立候補後選挙運動期間と言っても同じだと思うんですけど、一本化すれば確かにわかりやすいんですけれど、今のフレームとの絡みで言うと、選挙運動期間というのは割りと運動がイメージしやすい、使途がイメージしやすいと思うんですけれど。一

般の政治活動ではなかなか難しいんじゃないかなという気も少しします。どこまでを対象に考えるのかという難しさがあるなと。もう一つは公的資金をどうするか、これは選挙運動期間に限りにせよ、或いは政党助成にせよ、両方あると思うんですけれど。やはり公費を支出するということになると、どういう団体や組織に支出するのかということは考えざるを得なくて、その基準の問題ですね。今の政党助成というのは内部活動には立ち入らない。得票と議席だけで見ますと、こういう建付けになっていますけれど。それを地域政党などに広げていく場合ですね、どの位広げられるのか、これは世論に納得してもらうプロセスになってきますので、そのあたりの基準みたいなものが必要になってくると。考えていくと色々な課題が出てきて、あまりきちんとやり過ぎると前にも話したかも知れませんけど、規制の話が正面に出てきますので。ある程度割り切ることが必要かなというのが私の印象なんですね。完璧なものを作ろうとすると厳しく規制をするという話にどうしてもなってきますので。ざっとそんなところです。

坪郷實：今、お二人のお話で言うとですね。これは例えばで上手くいくかどうかわからないですけど。只野さん言われたように、政治資金に焦点を合わせると当然透明化を前面に出した議論を基本にすると。上限規制というのをそこでやるときに、どうしても選挙費用を大量に使う政党や政治家と、ほとんど使わないという、それに関することで上限規制をやはりどうしても必要だとなると、例えば例年の政治資金収支報告書を基本的には行う。選挙のある年の政治資金については、一定の上限規制を行うというやり方でカバーできるのか、できないのかと。当然政治資金の場合でも、三木さんが言われたように実際上はやはり政治家一人の財布というのは一つしかないと。ある政治家に焦点を合わせると、その政治家への資金がひと目でわかるようなものになるのが透明化するわけですけど。これがすぐに提案してどうこうという話にはなるかどうかなんですね。そこへ持っていくにはどういう筋道があるのかというのは検討しないいけないということだろうと思いますし。選挙のある年と先ほど言いましたけど、選挙が頻繁にあるような日本の政治文化の状態でこの議論が活きるのかどうかですね。衆議院ですと 4 年の任期で、基本は選挙はしないという方向へとこれから変わっていくのであれば、こういうやり方もあり得るかも知れないですけれども。常時選挙があるような状態がまだ続くとなると、果たしてそれは有効なのかという議論になるので。ある程度前提を作っていかないとなかなか成立しない議論なのかもわからないですが。ちょっとそういう印象を持っているということですね。

片木淳：今のお話と只野さんの話とも関連しますけれども。政治資金の透明性の確保、これは私もやる必要があると思いますね。どれだけお金使ってやっているのかというのは、国民的関心といいますかね。これも理屈をつけていかないといけないと思います。根拠をちゃんと、現行制度ではできていますけど。透明性はある程度わかるんですけど、政治活動についての資金について上限を選挙のある年に限るとしても、それを規制する理由は何ですかね。私はそれが納得できないというか、ないんじゃないかと。民主主義社会で政治活動やるときに、極端に言えばお金をいくら使おうが甲斐性みたいな問題で、というのが普通の流れじゃないかと、前提じゃないかという感じがすると、何か上限を設ける理屈が要りますよね。それはどういうふうに立てるかというのはどうでしょうか。

坪郷實：その議論は当然出てくるので、先ほど城倉さんの議論の方向で言われたように、今までは自由か公正かと言えば、公正の方に重点をおかれていたと言われるんですけど。自由と公正と二つ立てることによって、上手く議論をしてきただけであって、公正が果たして守られていたのかという問題は現状でもあったのではないかと思うんですね。同時に自由という点では規制がある限り自由が制限されていたと。その観点から言うと、今片木さんが言われたように私も透明性が政治家個人に対して、或いは政党それぞれについて、透明性が今よりも更に確保されるならば、上限規制は要らないというふうには基本的には思っているんですね。選挙規制というのをある程度取り払うというところから始まると、上限規制もまずはやらないでも良いのではないかという方向が望ましいとは思うんですけど。そうすると、公費負担や政党助成をどうするかというのは次の問題として考えられるのではないかということで、政治資金の透明化ということである程度方向性が一致できるならば、それを土台にして議論を進めたらどうかというふうに思います。その場合でも現在の規制を更に進められるかという議論が必要ではあるんですけどね。

片木淳：私は別に政治資金はもちろん透明性で行くんですが、選挙活動というものについてのお金の規制というのは、我々の今までの議論の流れの中でそれは選挙の結果を歪めるのではないかと、金権選挙になるのではないかということで、今も規制があるわけですから。それの延長線上である程度やって良いのではないかという流れで来ているのでね。そして何回も議論したように、イギリスの制度はそうなっていると。どうやって選挙活動というものを捉えるんだというのも概念がきちっとしているということで議論しているわけですから。その流れであれば、審議会の今までの基本方針に乗っかって今後の作業をするのであれば、それはそれで良いのではないかと。だから整理すればですね、我々が議論してきた流れとしては、ひとつは選挙規制を撤廃すると。だから選挙運動期間もいらなくなると、だから撤廃だと、事前運動も良いんだという全体の流れの中だけれども、今まで規制もあるし、お金のある人が選挙に勝つということになったら困るのではないか、というみなさんの意見があって。坪郷さんがおっしゃるように徹底すればそんなものもいらないというのもあり得ると思いますよ。だけど、今までの審議会の流れとしては、ちょっとは規制をしないと国民が納得しないという感じでね、だから少しは規制を入れようと。で、どうしたら良いのかということでずっと議論してきて、小林さんのレポートにもあったわけですよね。だから、それは分けて考えてもいいんじゃないですか。選挙運動の関係の上限規制と、政治活動はもうやらないというふうに分けて。政治資金については問題があるなら、それは前の第 3 部門ではその流れだったんですけど、そこで政治資金というのはどうするんだという議論がずっと流れてきているわけだからそれで議論して、具体案があるならまとめて。透明性でまだ現行制度においては不備がある、おかしいところがあるから直せというなら出したらいいし。片一方は選挙運動の関係からこういうことで少し上限案を入れるんだという案があるなら出せばいい。それを出して、両方の話がうまく整合するかどうかはあとで考えたらいいじゃないでしょうかね。というふうに思いますけどね。あんまり整合性を考える必要があるかどうか、私はあんまりないんじゃないかという感じはありますけど。それは出てみないとわかりませんから、それをまとめていただければ良いんじゃないでしょうかね。ということ

ですが、いかがでございましょうか。
只野雅人：上限の話なんですけど、政治活動一般に上限をかけるとちょっと問題がある感じがするんですね。今の片木委員がおっしゃったように、選挙運動というと元に戻れない感じになりますけど、についてとりあえず上限を考えるなら考えてみると。ただこれは従来の規制とは違って、手段を縛るわけではないですね。一定の枠の中で自由に手段は選択してください、ただし資金の上限があるのでそこは上手く工夫してください。というフレームになるのかなと。問題は従わなかった場合の制裁みたいのものをどうするかというのが少し難しいところかも知れないですね。選挙無効というわけにはなかなか簡単にいかないでしょうから。
城倉啓：小林さんが最初におっしゃったように、段階的なというやり方もあるのかもと。つまり、現行法からあまり変わっていたら、なかなか理解されにくいということはあるとは思うんですね。それと今までの議論の流れもあるじゃないかということなんですが。事務局で少し話したのは、規制が九つぐらいの運動に絞ったりして、こういう定義でということになって、上限の規制を総枠でかけるといったときに、少し現行法に近すぎるというと語弊があるんですけど、あまり変わっていないじゃないかという感想はあるねということですね、市民側からして。つまり撤廃だ、自由だと言うほうが良いし、透明性だというのもいいですよね。ですので、そちらの方に力点を置いた場合どうなのかなというところで、先週の事務局の中では、例えば政党交付金を使わないと、選挙活動または政治活動全般というんですか。つまり政治活動ということで一本化していくということは、ひとつ目標として良いのではないかなと思っていて、どうやって捕まえるのかは別の話なんですけれども。そういう何か目標があって自由なんだという、ただ政党というものがやることなんですかと、スポット広告なり何なりで自分たちの政治活動をするというのは。それはちょっと違うんじゃないかと。国民投票のことでも、その件が問題になっているから。ですから政党交付金の使い方だけ縛っておけば、あとは自由というやり方で、結果としては上限規制になっちゃうという、そういうような考え方もあるのではないかという、頭の体操として。ということを申し上げます
何かまたご意見お願いいたします。
三木由希子：選挙活動をやっている期間中に政治活動はしてはいけないという制度にはしないわけですよね、少なくとも。そこが常に議論のネックになっているわけですよね。だから政治資金で一本化したほうが透明化しやすいのではないかみたいな話の議論が出てくるわけですよね。私の理解したところだと、以前議論していたのは、すべての活動を上限規制するのは無理なので、費目をしぼって規制をしようという議論が一方であったという、例えばスポット広告のようなものについて上限規制を入れるとかですね、要は政治活動そのものを選挙活動期間中も規制をしないということになるわけですから。それが自由ということですよね、多分ここで議論している。なので、その期間中に何を制限するかという議論を一方でしていたような気がするんですよね。それを規制するにあたって、政治活動も同時に行われているので、いかに全体のその期間中にどれ位のお金を使ったのかがわかるようにするかということで、その政治資金との報告の一本化という議論が確か出てきたような気

はするんですね。なので、政党助成金を使うか・使わないかとかという話よりは、むしろ何か上限規制が必要なのであれば、上限規制をするというところで、何を上限規制するかというのは先ずはっきりしないといけないということは、はっきりしていると思うんですよね。それをどういう枠の中で報告するかといった時に、その政治活動も従来通り行われていて、規制されていない選挙に使ったお金は上限規制の対象にならないので、別途使われているわけですよね。そうすると選挙期間中に一体どれ位その候補者にかかる活動が行われたのかを見ようと思うと、上限規制をされている費目だけ報告してもよくわからないということになってしまうということになるので。政治資金の透明化というよりも、選挙に集中している期間のお金の出入りをどれ位把握する必要があるかという議論が、政治資金との関係で問題になっている部分だったと思うんですね。なので、上限規制するんだったら何を上限規制の対象とするか、その期間中の活動全部を上限規制するのか、ただしそれはこれまでの議論からすると、反してしまうわけですよね。議論の建付けからすると。だとすればやはり上限規制する対象を、この間報告があったのはイギリスの例とかご報告いただいていると思うんですけど。そういうところで先ず規制の対象と、それ以外の全体の活動の資金に関する透明性をどうするかというものというのと、二つ議論は必要だというこれまでの流れだったのではないかというふうに思います。なので、とりあえず議論としては選挙活動期間とされている期間中に何を上限規制するかという話は早めに結論付けたほうが良いのかなという気がしています。それ以外に政治活動とか、規制の対象にならない選挙運動にかかるお金の出入りというのをどうするかということを、つまり有権者にとって言えばそこも含めてある程度透明化がされた方が良いという話になりますよね、おそらく。それとセットで、政治活動がずっとそれ以前からも続いているので、その政治活動にかかるその期間以外のお金の流れとどこまでパッケージで見せる必要があるかというところと、パッケージで見せるのであれば、政治資金規正法の方をかなり変えなきゃいけないという話になるだろうということかなと思います。

すみません。あと政党助成金を選挙に使わないとなると、大政党以外の小政党が不利になる仕組みになると思います。資金力がないところは、政党助成金に依存しているところがありますので、大政党有利の制度になると思います。

とりあえず、上限規制をどうするかというところをちょっと早めに結論つけませんか。そこが結論つかないと、次の議論に進めなさそうな気がしています。

城倉啓：いかがでしょうか。

坪郷實：ここでは立候補後選挙活動の定義という①から⑨までありますけど。一つはイギリスの選挙運動規制との関係で、これを挙げることによってある程度罰則を入れるとすると、今まで定型ないものでが罰則を入れることはできないというので、これということになると思うんですけれども。前回もその議論になったのは、それでやるのか、先ほど三木さんが言われたように特にテレビのスポット広告というのはお金が非常にかかって、大量に投入すると一定の影響があり得るというので、それに焦点を合わせた上限規制ないしはそれに関する規制を入れる。そこはある意味では象徴的なのか、或いは一番のポイントはここにあるというところから議論を進めておいて、更にいろいろなものが必要であれば、最初からや

るのではなくてそのあとに様々な事例も含めて、問題が出た時点で議論をするという。そうしないと全体の整合性とかあまり細かい議論に入っていくと、我々自身もまとめが難しくなるのと。たまたままとまったとしても、それを投げたときに当然それはいろいろな議論にさらされるので。その時にかなりいろいろな形で議論が出てこざるを得ないので、最初からあまり緻密な形での構成にしないほうが、柱と発想が明確な形でまとめるのが良いのではないかというのは、前回の議論の流れだったというふうに思うんですけど。

片木淳：今のお話の確認ですけど。ここで言う選挙活動としてのスポットについてだけ当面上限を設ける。そして、我々の政党の議論の展開の中でいやもっとほかのものもと言えば、ここに書いてあるような個別の項目も場合によっては検討してくださいというぐらいでよいのか。そういう感じでで出すということですか。さっきから議論されている、選挙活動ではない政治活動のほう、また元に戻って選挙活動の定義は何かという話になるんですけれども、そこはあまり細かくすることはあとだということですから。選挙の当選を目指すような目的を持って出すスポットというぐらいの定義にして、そうじゃないものは政治活動だから、スポットをボンボン打っても良いんだという分け方をするという理解でよろしいですか。私もそれで良いんじゃないかと思いますけどね。という意味ですよね、確認ですが。

小林幸治：去年の 11 月に、そこら辺を問題提起レベルですけどお示しさせていただいていたつもりで。イギリスの事例を挙げたというのも、これが絶対だとは個人的に思っていませんけど、ひとつの指標としてはあり得るんじゃないかと。日本の現行制度よりはイギリスのほうがよりましな制度らしいなという感じなので、そのぐらいのことを挙げてみてはどうかと。ちょっと今日はペーパーがないので、改めて振り返りのために示させていただくと。イギリスは、政治放送と広告と選挙人への配布物、マニフェクトその他の政策文書等、世論調査、メディア関連の費用、交通費、集会人件費等に要した支出を言うということで。これをもって選挙運動というのではなくて、選挙運動期間にこれに関して使ったものは上限規制がかかるので、報告しなさいという制度。だと僕は認識しているので、選挙運動を規程している訳ではないですよね。選挙運動全体を規程している訳じゃなくて、これは選挙活動に入るのでその費用は上限規制の対象になりますよ、それを越えちゃいけませんよという。これは上限規制を設けるか設けないかという議論は、僕の中ではこの審議会で一定程度確認されたと思っているんですけど。これは候補者とか政党の公平性ということで、どういう制度を設けるかというところから、上限規制が今考えられる中では最善というかベターだねという考え方の中で、よりましな制度をという意味で、ちょっと設けてみようかというのが一つだったと思うので。この 9 項目で良いのかどうかみたいなことは出てくるかと思うんですけど。提言の仕方もこれが絶対だという提言なのか、イギリスではこういう制度を設けているので、日本でも最低限こういう制度を設けるべきではないかという程度でも良いのかなという気もしますし。細かいところを議論していくと、これも入れたらとかいう話になってくるので。ひとつの指標的なものとして、例示的なものとして挙げていくというのも一つの手かなと思いますけど。

それと、冒頭で一本化一本化って言ってしまったので、無理にお金の流れを一本化しようというふうには思っていないです。できる限り一本化した方がわかりやすいだろうと。政治

資金規正法に基づくお金の流れと、現行制度の選挙運動の公費負担の流れとっていう、むりやり一本化というのは難しいけど、できるだけ見えやすくするためにはどうするか。その一つとして、できるだけ一本化した方が見えやすいのかなというレベルのことでもありますので。先ほど意見をお聞きしていて、坪郷さんがおっしゃったように、今年は選挙実施年ですよというような、国政選挙で衆議院だったら 4 年に一度ですよということが、ある程度安定化というか決まってくれば、その年に関してはいつも以上の上限規制の関係があるので報告をしなくてはいけないということが事前にそういう準備ができるのかも知れない。そんなことはあまり気にせずに、選挙になったら今よりは長い期間だというふうに 30 日とか 180 日期間は、先ほどの 9 項目に関しての支出に関してはちゃんと報告する。通常の政治資金の報告とは別にその期間だけの上限が当てはまるので、そこだけは特別に報告しましょうという手続きが生まれるという話だと思うので。それが現実的なのかどうかというのは、ちょっとよくわからないですけど。そんな考え方というのも、今よりはかなり見えやすくなるし、上限規制も当てはめられることになるので、それに近いような制度設計を、具体的にある程度細かい部分も含めて考えてみるということかなという。先ほど只野さんからの話の罰則の部分、上限を超えた場合に選挙を無効にして当選も無効にしてしまうのかどうかというのは、議論が必要かなと思いますし。お金の流れを徹底するのであれば、そういう厳しいことも考えられるのかも知れないですけど。本当にそれで良いのかどうか、いろいろな側面から考えないといけないし、罰則がなければ何の意味も持たなくなってしまうのかも知れないしということだと思います。

城倉啓：お話ありがとうございます。1 ページ目に戻りまして、整理をなるべくしたいと思いますけど。政治活動における自由、著しい不平等の是正に力点を入れながら、透明性に焦点を合わせていくということ。著しい不平等の焦点がスポット広告なのかなと思いましたけれども。そして、立候補後選挙活動期間というのは、設定していくような方角。そして上記期間内の運選挙動資金の総枠上限規制をするという方角、公費補助はもしかしたらしないでも良いでのじゃないかという論もありますけれども。まだ保留ですね。政党交付金については、ちょっと外しておいて。とりあえず今言った部分についての確認というのは、よろしゅうございましょうか。そこに力点を置いて、1 回建付けしましょうということですね。その下の方に移っていただいて、二つ目の星のところに、先ほどの 9 項目が列挙されていますので、これで良いのかどうか。先ほどは広告のところに焦点合わせれば良いのではないかという話がありました。あとは、このあとの宿題になるかもわかりませんけれども、どういう流れになるのかと、実際のイメージをとらないと、特に期間に含まれないというところも考え合わせながらやっていかないといけないのかなと。そのあたりを少しお話し合いいただいた上でと思うんですけれども、いかがでしょうか。あるいはそこはもう良いとなれば、宿題の方に移ってしまって、細かいからということになれば、そのほかの話題で政党交付金の話とか、政党交付金の算出基準であるとか、というそのあたりの話や公費負担の話。話していない部分の方向性、今の話に合わせるとどうなるのかということを確認してと思うんですけど、いかがでしょうか。

小林幸治：答申では政党交付金について何か触れているんでしたっけ。

城倉啓：政党交付金については使い道について、例えば何％を政策立案に、何％を女性候補擁立のためにとしてはどうかという程度の触れ方。これは韓国の例を挙げながら触れていたということですね。
小林幸治：基本的に政党交付金は続ける、なくすという結論にはなっていないですね。
城倉啓：おっしゃる通りでございます。なくせということは言っておりません。
三木由希子：小林さんはなくすという議論をしたいという意味ですか。
小林幸治：全然違います。確認までという。
三木由希子：少し混ぜ返すようで申し訳ないんですけど。そもそも選挙活動期間の規制の対象って候補者個人だけにするんですか、それとも政党も含めるんですか。政党は今、いろいろな意味で規制がはまっていないですよね。候補者個人だけですよね。議論の前提としてどっちだったか、記憶が定かじゃないですけど。どちらでしたっけ。
城倉啓：そこは未決のままであって、考え方のところで政党の位置づけというのをちゃんとやらないといけないなというのは、今の話と関わると思うんですけれども。個人なのか政党なのかというのは未決のままですね。
只野雅人：どういう選挙制度採るかによって異なる話で、イギリスは小選挙区ですけど、一応我々の議論は比例で行きましょうという話になると、おそらく名簿を届け出ている政党というか政治団体というか難しいでしょうけど、そちらが中心になるのかなというイメージでしょうかね。名簿搭載者個人という話にはならないでしょうね、比例ですと。名簿を届けている政治団体・政党という話かなと思ったんですけれど。
城倉啓：確認ですが、その場合でも１人でも名簿を作ることはできると、ですから団体をそこで作ってもらってという理解でよいですか。
只野雅人：そうですね、はい、名簿を出したものが対象ということになります。
城倉啓：名簿を出した団体が対象。それと、加藤一彦さんのお話を聞いたときに感銘を受けたんですけれども。選挙一本主義というか、当選したらその議席配分で配分されるのではなくて、得票率でもつまり全員落選したとしても、何か枠を設けて 0.5%以上とったとか何かあるかわかりませんけれども、得票率も加味したりというやり方で民主政治にとっての政治グループ・政策グループを育てると。そのためなら政党交付金を使っても良いという議論もあったと思っているんです。そこが地域政党との絡みとか、個人で立候補する人との絡みなのかなというふうに思っています。
三木由希子：当選者がいなくても政党交付金を出すという話ですか、それは。
城倉啓：極端な話それでも良いのかなというふうに思ったんですが。問題があれば教えてください。
三木由希子：それは次の選挙に必ず出るという条件付きという話になりますよね。それはどうやって担保するんですか。
城倉啓：次の選挙に出るかどうかになりますか。次に出なかった場合はタダ貰いじゃないかということですか。
三木由希子：そういうことになりますね。
城倉啓：過去分についてはあげているということになってしまいますよね、確かに。どう担

保するか、なるほど。
三木由希子：それはちょっと社会的合意を得にくいと思います。
城倉啓：なるほど。少なくとも１議席はないとまずいのではないかということですか。
三木由希子：1 議席というか、政党交付金ってどこかから沸いてくるお金じゃなくて、税金から出してくるものなので。それなりの合理性がないと、お金を撒きますという仕組みじゃないので。とにかく立候補だけして一定の、例えば 0.1%でいいから誰かの名前を書いてもらえば、とにかく一定のお金をもらえますという話になると、もらってそれでおしまいということも避けがたいというところはありますよね。そういう仕組みで、社会的合意とか政治的合意が得られるのであれば、おそらく仕組みになると思うんですけど。そうじゃないと、ほかに困っている人がいるのになぜそこにお金を出すんだという議論をされたときに、返す言葉がなくなるかも知れないという話ですよね。
坪郷實：加藤さんが言われたのは、多分ドイツの制度が前提になっているんだと思うんですけど。ドイツの場合には、正確に何%か今覚えていないんですが、例えば２%をとったところは各選挙で政党助成が出るので、その結果として選挙に出る政治団体や政党はかなり数多く存続をします。選挙に継続して出るための活動支援を行うという名目で出ているので、当選しているかどうかではないので、そういう発想を採るかどうかですよね。それが日本で合意が得られるか。両方あると思います。
只野雅人：フランスも多分同じ作りですね。あまり補助金目的で候補者が乱立したので、１%か何かのハードルを作ったりしていますけど。基本的には政治活動に支援をしていくという建付けなんでしょうね。正にお金目当てで候補者を出して、そのあと辞めてしまうというようなことが続くと、おそらく制度としてはもたないだろうと思います。あとは収支の報告みたいなものでしょうかね、政調費じゃないですけど。どうやって使ったのかということは最低限報告していただくという感じなのかなと。あまり低いと確かにちょっと問題になりますよね。どのぐらいにするか難しいですけど。
三木由希子：そのやっぱりちょっと日本って政党に対して、政党があんまり安定的に存在するってイメージをみんなが持っていないというのがあって、特定の政党以外は。だからかなりうまく作らないと中々議論になりにくいかと思います。
城倉啓：その一方で国会議員５名という要件によって千々に乱れ、年末になるとばたばたとなって政党が安定していない、別の議論かもしれませんけれども、ということがあります。わたしたちは下から政策グループが新しくどんどんどんどん出てきて欲しいという社会のイメージで。それだったら安定していくだろうと。その中にある種のいなくなる人たちもあるかもしれない。ハードルを設けるということも一つのやり方だと思いますけど、今の政党交付金のあり方について一石を投じることはやはり意味があると思います。
三木由希子：その議論をするんだったら今、国政政党中心の政党助成制度をそれ以外で議席を持っている地方議員も含めた人たちをどうするかっていう議論の方が先のような気がします。そこが少し、つまり国政中心で国政で出た人にお金をどう分配するかという議論だと、国政のみで、かつ１パーセントってすごいハードルですよね。既成政党でも中々厳しいという。現役国会議員でも中々厳しいという中で、選挙に出ても中々1 パーセントもいかないか

もしれないっていうところなので、政党助成金の話をするんであれば、国政中心で良いのかという議論と、国政中心以外で広げるんであれば、どこまで広げるのかっていう議論ですよね。特に地方選挙に関して言うと、前の『答申』で例えば都道府県議会選挙と政令指定都市議会選挙は比例にしてるっていう建て付けもあるので、そこを踏まえると国政政党だけの政党助成制度っていうことは若干矛盾してくるかなという気は、こちらの提案からすると、しているというところですね。

さらにその先、政治を育てるために公費をどう使うかっていう議論をするのであれば一定の得票を得たところにまで配分するのかどうかっていうことですよね。いくつか整理しないと、下から育てるって抽象的に言っても中々制度の枠組みに入っていかないので、現状は国政政党にしかお金が行かないっていう仕組みを変えるかどうかっていう議論を一つはした方が良いかなという風に思います。

城倉啓：全くその通りだと思いますし、私も最初に地域政党の話はしたつもりです。今おっしゃったように比例代表制を提案している部分、都道府県また政令指定都市、その部分につきましては政党交付金を出しても良いんじゃないかと。政党化が十分になされている部分には。そういうやり方で広げるということも、もちろんあると思います。

三木由希子：だとすると政党というものをどうするかっていうことをやっぱり考えざるをえないですよね。つまり国政政党以外は政治資金規正法上も全部政治団体なので、政党と名が付いても。政党という区分に入ってくるのは国政政党だけですよね。だとすると今だと、国政政党以外の地域政党とか政党を名乗っているところも法律上は政治団体という区分になってしまうので、そこに手を入れるかどうかというところはもう一つの論点に、そうなるとなるっていうことになると思います。

小林幸治：そうですね。とにかく政党助成法で、政党要件って法律で定められているのは国会議員五人以上だけで、いわゆる地域政党・ローカルパーティーは勝手に政党だって言ってるだけ、制度に乗っかってるわけではなく。それをちゃんと制度に乗っけてお金の流れを、それを支援するような流れを作る。法律上作るかどうかっていう。作ることに関しては賛成という前提でお話すると、国政政党という場合に例えばですけど自民党でも立憲民主党でも国民民主党でも良いですけど、地方の支部があって全体を捉えて国政政党というのか、それとも「自民党の東京の第何支部」ぐらいのローカルパーティー・政党、地域政党として位置づけるとか。という区分も何か必要ですよね。

だから何が言いたいかというと、いわゆる地域政党に対してお金の支援をするんであれば多分同じように政党とは自治体議員の何人以上を要する云々かんぬんとかって話になってくるんだと。自由民主党の東京第何支部で何人以上いるので地域政党として名乗り、申請すれば地域政党として助成金がもらえるとなった時に、今の政党交付金でも地域支部に対して国政政党というのは本部から流れてますよね。そこにだから二つ作っちゃって良いのか。だから純粋に地域政党だけの組織もあるじゃないですか。そこへは、個人的な意識としては、そういうところには応援したいなと思うんですけど、国政から、本部から流れてくる流れがあるんだったらそこだけでも良いのかなと。そういう何か切り分けも必要なんだなと思って。その時、では政党って何なのか、地域政党って何なのかっていうところに戻って

くる。ほとんど思いつきって言うか。今疑問に思ったぐらいなんですけれども。何か無いですか。

三木由希子：それはあんまり政党支部を地域政党と呼ぶかどうかという議論そのものはする必要が無いという感じなんですけどね。要は国政政党の支部ですよね。だからそれはやっぱり国政政党ですよ。だからそれは国政政党に属したまま地域政党を名乗ると二重の財布になるから、それは政党から離脱してもらうって前提になるんじゃないですかね。支部を名乗らずに離脱してもらうっていう。

小林幸治：離脱してもらって、なおかつお金の流れも断ち切ってもらう。

三木由希子：うん。そこを断ち切るのは１００％ではないですよね。例えば地域政党でも直系じゃないけれども、連携関係とか、政策協定関係があった時に上からお金が流れる可能性はゼロではないですよね。

小林幸治：ゼロではない。今現実にあるかどうかは別として。

三木由希子：だから、そこを

小林幸治：ここでも規制すべきかどうか。

三木由希子：規制すべきかどうかと言った時に、それはその政党助成金の使途を制限するっていう話ですよね。

小林幸治：そうですね。

三木由希子：だからそれはその使途制限をするっていう前提であれば、それはできるんじゃないですか。ただ国政政党の支部であるまんま地域政党を名乗っていくっていうのは、そもそも有権者に対して大変不誠実ですよね。だからそれはダメですよね。

小林幸治：基本的にダメだと思っていて、例えばそういうことも出てくるんだろうなっていう。ただそこもきちっと説明できるようにしないと、政党要件を緩和して広げて地域政党も政党として制度上乗っけた時にお金の流れの関係と組織の決定関係もあるのかな。ちょっと何か色々、少なくとも問いかけに対しては答えられるようにしておかないといけないんだなという風に。

三木由希子：多分公認の問題とかで出てきますよね。組織的には。だから事実的に公認候補が出ていないと政党としては独立していないという話なので、そこは一定の支部という位置づけができないのであればそういう組織的な絞りは出てくるんじゃないですかね。

城倉啓：確認なんですけど、政党というのを定義すると憲法問題になるというような話も聞いて。なので今の政党交付金、裏側からしか定義していない。政党とは何かということは書いていない。「政党法」が無い、ドイツのような。それは事実として良いですか。なので政党をどうやって書くかということは限界があるんじゃないかという疑問があるのでお尋ねです。

只野雅人：ぼくもそういう認識ですね。憲法に政党条項が無いものですから実体から定義できないですよね。そうするとまあ得票と議席数で、とりあえず政党助成法における政党と。選挙についても同じようなことですね。受け皿になる法人を作る、法人格付与法になりますのでこれも連動しているんですけれども、やっぱり今の話を聞いていると結構難しいですよね。例えば自民党がある県で名簿を出しました。村の同じ自民党だからそこにはお金を出

しません。国政と連動していないところだけにお金を出しますっていう仕組みがうまく制度化できるのかっていうと簡単ではない気がしますね。まったく別法人を作るかっていうとそれも結構難しいかもしれない。それと地方レベルで交付金を支給するのは簡単ではないかもしれないですね。

坪郷實：私も只野さんの言われた通りだと思うんですけど、自治体レベルに政党助成を導入すると特定の国政政党だからと言って、それで排除するという形にはならないと思うんですよね。やっぱり選挙の結果を踏まえて政党助成金を配分するという仕組みを作ると、やっぱり何らかの形で自治体レベルで出ている政党ないし政治団体が政党助成を受けるという形になるということでしょう。

三木由希子：ただ基本的には現行の政党助成、政党交付金の総額を変えずに分配先を変えていくっていう発想ですよね。であればむしろ国政に行くお金がすごく減って地方に広く薄く広がっていくっていう構造になるっていうことで、割と中央に集中している資金を集中させない仕組みにするっていうのはありうるかもしれませんけどもね。それができるんであればっていう話ですよね。その代わり、それを国会の法律で通すということを考えるととても非現実的な議論になるかもしれないという気がしますけど。

小林幸治：問題提起としてはすごく大事な部分ではありますよね。韓国の事例も釈迦に説法ですけども、前に三木さんからしていただいたと思うんですけど。韓国のいろんな形で政党交付金、日本の政党交付金と同じようなものを、シンクタンクを作ったり、地域に流せってなってるけど、それは地域に流せって言っても政党支部にしか流れない。だから独立して地域政党を作っているところには流れていないですね。だからそれは一つ作るというのは、現実的かどうかは別として、社会的には必要なことだし、そういうところにお金が流れて欲しいし、ですね。

城倉啓：何かルールを決めれば、これはもしかしたら非現実感が少なくなるかも分からないと。実際問題国政の議員さんたちは地方を動員して当選しているという関係もあるところ、地方にお金が行くことがそこまで国会議員の不利益になるかどうかというのはまた別問題。また二本立てにしていくというのもありえると。県連が大きいところは国政の政党交付金が少なくなるとか。何か全部ダメとしなくても、「地方に」っていう分配の仕方を出すというのは提起としてはあると思いますけど、いかがでしょう。

三木由希子：ただ韓国なんかは典型ですけども、政党中央への集権化っていうのに資金が使われ、資金がすごく機能しているわけですよね。いわゆる日本みたいに政治団体は自由に使えないので立候補者とか国会議員、地方議員は持ててないんじゃないかという気がするんですが、地方議員は後援会みたいなものを一つしか持てないですし、それから後ものすごい地方も含めて政党化が進んでいるので、どこかの政党に属していないとそもそも立候補しても通らないという構造があって、ものすごく中央集権化してるんですね、政党構造が。なので多分日本もそこはあんまり変わらないんじゃないかなって気がしていて、中央でお金を握っていること自体が権力になっているところはあると思うので、そこはそんなに単純な話ではない可能性があるんじゃないかなとは思います。お金がどこに集まっているのかっていうのは、そこに力があるっていう話と一体で韓国が本当に中央集権がすごいので、政

党の。
城倉啓：政党をどう位置づけるかというようなことについては、肯定的に位置づけていくということなんだと思うんですが、何かそのワードと言いましょうか、こういう言い方が良いんじゃないかとか。もちろん定義規定というものは難しいとしても、わたしたちとしては政党というものをこう考えて、だから政党交付金を存置するべきだと言わないといけないと思うんです。それを使い方についてとか、詰め方について、新しいものを出したいというようなことと連動して、政党を位置づけるというところもう少し教えていただければなと思います。
只野雅人：さっきお話したように、今議席があるかどうか、後は得票が大事かなと思います、この話の流れだと。やっぱり組織。さっき議論がありましたけど、選挙で一定以上の支持があるということは一つ重要だし、後はやっぱり受け皿になる組織が整備されている必要があると。法人格まで必要かというとちょっと議論がありますけど、今の政党助成法はもちろん法人格とセットという形になりますよね。その辺りかなと。一法人で国でも地方でももらって、やっぱり当然さっきの話だとある程度上限額をかけるみたいな形で調整を図るということはできますかね。地方でたくさんもらうと国の方で減らすよみたいな。多分法人二つ作られちゃうとすごく厄介な話になっちゃいますよね。はい。
城倉啓：どうしましょうということなんですが。そろそろそういう意味で一定の方向性を確認した上でどういう風な割り振りというかご分担にということになるんですが、何だかもうちょっと私がよく分かってないのかもしれないですけれども、一応政党交付金は今の枠組みはあるんだと。ただそれをどういう風にするかは少し変えるんだと。それと政治資金収支報告書、選挙運動費用報告、政党交付金報告、こういったものをどう改善するのかというのは、透明性の徹底というだけで良いのでしょうか。他には何かあるんでしょうか。
小林幸治：今、城倉さんから提起いただいて今政党関係で議論したのは、対象ですよね、だから。使い道ではなくて。政党をどうするかって。対象となる政党をどうするかっていう話ですよね。お金の流れから言うと、だから先程のいわゆる選挙のある年に一定の期間は上限規制を設けて報告をっていうのと、その使い道に関しては、政党交付金に関しては政治活動そのものが特に細かく規定されていないので、これに使わなければいけないという仕組みにはなっていないですよ。
三木由希子：政党助成金がですか。
小林幸治：はい。
三木由希子：助成金は使途を決めてはいけないと法律上なっていますけど。使途は制限しないって法律上なっています。
小林幸治：ですよね。だから何に使おうが自由なわけですよね。
三木由希子：何を使おうが自由で、一応報告をして社会的監視をしますっていう建て付けに、枠にはなっているということ。
小林幸治：その考え方は別に改めようという、これまでも意見があったわけではないですよね。
城倉啓：これまでに改めようになって、政党助成法の 4 条を変えようじゃないかという風に

答申は言っていますので。そこの改正が必要であると。使途制限をしないということを変えない限りは何パーセント使えという話は言えないですよ。

三木由希子：というよりも、そこを変えなきゃいけないというよりも、そこに例外規定を設けるっていうのが答申の内容で、4条をなくすとか、そういう話はしていないです。禁止規定があるんであれば、原則禁止規定にすれば良いので。ただしこれこれについてはとか、前項の規定については別項目を立てるか、それはテクニカルな話でできる。禁止の例外を作るということはできるよねっていうこと以上の話はまだしていないっていうことですね。その全体の使途を細かく制限するということは無理なので、それは政治活動そのものを制限規制するみたいな話とかに、どこかで繋がってくるので、そこまではしてないです。ただし、例えば韓国も同じですけども、政策立案のシンクタンクに何パーセント使いましょうと言ってもそのシンクタンクでどう使いなさいとまでは言っていないわけですよね。全体の資金の分配として、別法人として作ったシンクタンクに何パーセント出しなさいということなので、それくらいの制限しかできないですよね。女性候補者に何パーセントと言っても、そこでどう使いなさいまでは書けないので、そういう分配の問題程度しか書けないんじゃないかなっていう風には思いますけど。

太田光征：はい、事務局の太田ですけど、少しだけ発言させていただくと、英国の助成金の場合は政策立案だけに限っているって理解しているんですけれども、これは正しいでしょうか。

三木由希子：マニフェスト作成支援で野党に対する支援が中心ですよね。その代わり、ものすごく少額ですよね。

太田光征：はい、ありがとうございます。それで今回の城倉さんが用意してくださった論点に沿って言うと、何らかの選挙管理期間を設定してもそれ以前の政治活動を規制しないと、そこに豊富な政党助成金を使って、宣伝活動に使うと、それが結局選挙活動にも繋がるということで、やっぱり政党助成金の使途制限を大規模なスポット広告などを禁止する方向で検討していただければ、やっぱりその著しい不平等を是正しようということで上限規制の発想が出ていると思うので、政党助成金の使途制限という形で選挙活動か一般的政治活動かに限定せずに、使途制限という形で制限すれば著しい不平等の原因というのが大きく取り除かれるんではないかと思いますので、ぜひその方向で検討していただければと思います。以上です。

小林幸治：例えばこういう風にしたらみたいなのってあるんですか。

太田光征：そうですね。わたしはだからスポット広告、テレビCMとか非常に具体的なもおのを挙げて、これこれには政党助成金は使わないようにするというので良いのではないかと思っていますけれど。

三木由希子：それって政党助成金だけ制限するっていう話ですよね。

太田光征：とりあえずそれだけ。

三木由希子：そうすると、それ以外の資金調達能力の高い政党はバンバン打てちゃうっていう話ですよね。

太田光征：確かに。

三木由希子：だから資金力のないところは政党助成金頼みみたいなところがあって、何かちょっと、もし制限するんであれば政党助成金の使途じゃないところで、もう少し考えた方が良いかなっていう気もします。多分自民党とかを念頭に置くと、自民党は多分政党交付金以外にもたくさん資金を集めておられるので、逆に一部の政党は割とそこが弱くて政党助成金が割と命綱だったりというのもあるので。ちょっとそこは日常の政治活動でのスポット広告まで踏み込んで議論する必要があるかというところで、みなさんの意見をお聞きした方が良いのかなという気がします。ちょっとそこは何かハードルが高そうな気がします。

小林幸治：僕も三木さんと同じような印象を持っていて、だから政党交付金って本当に一部だと思わないといけないので、その中で使途制限、これに使っちゃいけないとかというよりはシンクタンクの話も地域支部へ流す、どちらかというと前向きと言ったらなんですが、結局ちょっと違いますよね。それと一方で規制は撤廃しろって言っていて、こっちは厳しくするって中々難しいのと、三木さんがおっしゃるとおりだと思いますが、現実的にそれが政治資金規正法の中、政党交付金の中で制限すれば一定程度制限できるのかもしれないですけど、一部でしかないので、そこら辺をどういう風に見るか。あまり何か最終的なまとめのイメージをしなくても良いんですけど、こういう課題は残るっていう中にきちんと触れておくべきだと。ただ今の中で全てのお金の流れをきちんと把握して、それを全て何か網を被せるというのは何かちょっと現実的には中々良い知恵が浮かばないなと個人的にはそういう感じで、そこ結構難しいなと正直に思いますね。

城倉啓：はい。どうしましょう。今のは、そうですね。

三木由希子：ちょっと、少なくとも政党交付金に関しては、政党助成金に関してはそもそも総額を変えずに分配の枠組みを変えるとすればどうするかっていう議論と、多分他の議論はセットかなっていう気がするんですよね。例えば国政政党には何パーセントは政策立案のシンクタンクに使えっていうのか、それとも全体にそういう仕組みにするのかっていうのとかもあると思うんですよね。韓国だと助成対象にある政党は少数国会議員でも必ず作らないといけないという仕組みみたいなので、例えば 5 人しかいない政党でも別法人でシンクタンクを作らないといけないっていう仕組みなんですよね。これは例外が無いということなんだそうです。そういう意味では大変原則が徹底されてはいるんですけど、大変、大変だと思いますというところがあるんですよね。そうすると国政政党のお財布も小さくするけれどもさらにそこだけ使途についてある程度一定の使途制限をすると。使途制限というか、使途についてある程度指定をするとするのか。それとも全体的にそういう仕組みにするのか。シンクタンク作るという話でなければ、例えば政策立案に 20 パーセント使えというのは、そんなに非現実的な話でもないような気がするんですよね。

これ以上国民負担を増やすっていう議論はしませんよねっていう前提で良いんですかね、まず。今の総額は変えないっていう。

片木淳：いずれもあれですね。今の話ですが、なぜそういう、私だけかもしれないですけど、ちょっと思いつきでこうしたらいいじゃないか、ああしたらいいじゃないかというだけじゃ、ちょっと迫力が弱いと。答申の場合ね。となると現実の問題でこういう問題があるから、これを改善するために、ここをこう変えるんだという流れが普通は必要ですよね。その時に

今の話をお聞きしていて、まず政治資金の何を、これはまた教えて欲しいんで私も忘れたのかもしれませんが、何を現状問題にしていて、だからこうお金が、という点をもうちょっと知りたいという感じがしますね。

それと国民負担の話も同じ議論で、もう最初から総額を変えないという必要は全然無くて、変える必要があれば変えたら良い。地域政党を入れるんだからもっと要るんだと言えば増やしたら良いわけですよね。だけど国民の意識としては、何を言っているんだと、今でも多すぎると、こういう意識でしょうけれども、いずれにしても我々が責任持った提言するというんだったら、じゃあ多いと言うならなぜ多いのかと。削らないといけませんしね。現状でも。地域政党が入ってくるならそれは総額の範囲内でやらないといかんという理屈になるし、だからちょっと全体的に理屈を作っていかないといけないんじゃないでしょうかね。それでお聞きしたいのは政党助成金について何が問題だという認識をしているのかっていうのはどうでしょうかね。

小林幸治：では指摘を受けて、さらに思いつきで恐縮なんですけれども、地域政党に関してはやっぱり国政政党主導で中央集権的ではないかというのが一つと。市民とか地域の自立みたいなことから言えば、地域の政党、地域の議員集団を一定程度応援して、そこでの政策立案なり活動なりというのを応援すべきじゃないかとか。何かそこら辺いくつか出てくると思います。だから地域政党にも国政政党と同等の支援をすべきだみたいなことは言えるんだろうなと。ただ先程結論出てないですけど、自民党の支部とか、自民党だけじゃなくて国政政党の支部を地域政党として要件入れるのか入れないのかっていう、ちょっとこれは少し細かく何か調べて、区分けできるのかどうかみたいなことは考えないといけないんだろうなと。そういう問題もあると思いますし、お金の話も片木さんおっしゃっている通りで、今いくらでしたっけ。250 円でしたっけ。

城倉啓：一人 250 円です。

小林幸治：250 円が高いのか安いのかっていうのが何かね。それよりもだから使われ方がある程度見えてきて、そういうところに使われているのかって納得して、もっとそこへ力を入れるんだったら多くの人が 300 円でも良いよとかって話になってくれば上げるっていう話なのかなと思いますし、いきなりこの審議会として上げるべきだって言うよりは、こういうものに使うのであれば、必要があればみたいな形になるのかなっていう気はしますけど。

城倉啓：片木さんがおっしゃってた今の制度の課題というのは、一つは実質的には繰越金、繰越もできると。その年に精算もされていないと。加藤一彦さん言っているところの問題がありますし、政党交付金に対する依存度が大政党であっても非常に大きくなってきていると。それは民主政治にとって良いのだろうかと。過半数は超えてはいけないという、自己資金よりも、ドイツの場合ですね。そういうようなものを作っている。それと先程私が言ったような 5 名という要件によって政党の離合集散が促されている面があるというようなこと。それらの問題があるのではないか。例えば供託金に関しましても、大政党の場合はその内部で留保しているものを見せ金としてできるけれども、その組織的な背景の無い、交付を受けていない人々は不利益ではないかということ。そういったこともあります。

片木淳：まあある程度分かるんだけど、じゃあそれぞれの問題についてどうすれば良いかと

いう議論から出発しないと。全体的に政党助成金をどうして直すんですか、論理的に。繰越金にしても、依存にしても。依存は数字が減るというだけですよね。依存度はね。だけどでは何パーセントが良いのかとかね。元々今の依存度が高いのかと。良いじゃないかと向こうがそういうように言うでしょうからね。そこは何か理屈は考えられるかね。

城倉啓：その意味で最初に民主社会における政党とは何かとか、民主政治というのはこうあった方が良いじゃないかというところで、個人寄付が増える方角で私たちは考えたいっていうような。それを阻害しているとか。やっぱり大きい構えで、政党ってこうあるべきなんじゃないかというのが無いと、おっしゃるように理屈が立たないという風に思います。

片木淳：だからまあ分かったけど、それはまた中々大変ですよね。まあ大変と言って尻込みしてはいかんけども、さっきから議論いろいろありますけど、誰が結局それを文書にまとめるのかという問題がつきまとうわけだからね。そこをどこら辺で見極めてどこまでやるか、踏み込むのかということだよね。大きく政党と言っても分かるけど、ある意味でそれは今まで言われてきていることがあるんだから。抽象論では、もう皆、政党が必要だとかね、こんなものだとか、個人献金で行くべきだとかっていうのは、それは抽象的には分かっているわけだから。だからそれから我々の結論にどういう風に持っていくかというと、かなり実践的なね、聞いて「なるほどね」と、けしかけるね、「これが」と、こういう風な文書で書かないといけないと思いますね。

城倉啓：おっしゃるとおりでございます。役割分担などの方に入ってよろしいでしょうか。その中でまた方向性が出てくるかも分かりません。今の議論ちょっと私うまくまとめられていないんですけれども、政党のことも政党交付金のことも、それと報告の仕方のことも、透明性という問題もありますけれども、どういう分担なのか、例えば文書を書くといった時に。何か頭の中で分からないですけど、分担したほうが良いのか、一人の人が考え方をドバっとやるのか。つまり五月の話に一体どんなような準備で進めたら良いのか。七月また、それ以降に全体の審議会にお出しする際に、どういう進め方が良いのか。と言いますのは分担して持ってきて、また考え方に齟齬があるよねとなってしまっても具合が悪いなと。だったら誰々案、誰々案として、二人または三人で A・B・C 案みたいにして全体を書いてもらうと。政党もこれ全部絡んでいるんだと。政治のお金の問題を、誰々案という感じで持ってきてもらったほうが話し合いがし易いのか、その辺り教えていただけますか。

三木由希子：割と複雑なこととか、みんながこれまで手を付けていないことをやろうとしているという自覚は多分おありだと思うんですけども、それを三案並べて議論を始めると多分もっと大変なので、合意事項を決めた上で書く人っていう風に整理していかないとおそらく中々まとまらないんじゃないかなという気がしますけれども。少なくとも方向性を合意しておかないと、中々議論が詰まっていかないんじゃないかなと。その方向性を元に一回書いてきた内容を調整していくとか、手を加えていくっていう方にしていった方が良いのではないかと私は思いますけど。

城倉啓：ではそういう方向で行って良いですか。そのような進め方で良いですか。今、合意事項というものを確認したいと思いますけども、この場での合意は、立候補後選挙活動期間を設定するということ。それは現行選挙運動期間よりも長いものであるということ。それと

上記期間内の選挙運動資金の総枠上限規制をするということ。そして立候補後選挙活動、ごめんなさい、公費補助についてはこれは話し合っていないので合意していません。すいません。この二つですね。それと、政党交付金の使途の方向付け。

三木由希子：これについては政策立案・女性候補擁立というのはもう書いてますよね。

城倉啓：はい。のみとは書いていませんが、二つは例示列挙しています。ですから政党交付金のあり方を改善する。地域政党にお金を振り分けるべきだろうというのは、これは合意されていますか。

三木由希子：いやまだ合意とまでは行っていないと思いますけど。

城倉啓：となりますと、政党交付金の何らかの改善。その何らかの中に何が合意されているのかちょっとよく分かっていないのですけれども。

小林幸治：政党要件を広げられないか広げた方が良いっていう結論まで至っていないけど、広げられないかっていうことは確認する、一定程度。ただ色々課題があるので、どういう課題があってその解決方法が制度的にあるのかって、ちょっと検討しないと最終的な結論にはならないという感じなのかなと思いました。

三木由希子：その政党要件を、国政ベースの政党要件の問題と、地方ベースの話っていうのは少し分けた方が良い話のような気はしますね。だから政党については新たな定義を設けるという感じの議論に進むような議論をあまりしていないような気がするんですけどね。

城倉啓：地方とそれを分けるとなると、それはもう地域政党に配るという前提になりませんか。そこは合意されていないと先程聞いたんですけれども合意されているのでしょうか。

三木由希子：いえいえだから、ここで合意したっていのは確認できていることっていう話ですよね。政党交付金に関しては政党要件という話の中に地方も含める、含んでいるという意味で小林さんはおっしゃったんじゃないかなという気はするので、別に国政の問題に限った話をしていたわけではないですね。ただし、国政レベルの政党要件の話と地方を一緒にできるかっていうところがあるような気がするので、全体の枠組みをちゃんとある程度想定して、なぜそうする必要性があるのかって、片木さんがおっしゃったように、何か論が成り立たないと、提案ベースにまとまっていかないことじゃないか、まだそういう段階じゃないかって思います。

片木淳：おっしゃるとおりだとは思うんですが、今日の作業部会を開いている意味は何も最終結論を出しているわけじゃないですね。これで誰かがまた書いて、本審議会に乗せてみんなで議論して決めるという流れだから。だからここの部会で良いということであれば、だいたいこれで書こうじゃないかということをここで決めれば良いんじゃないですか。という意味は地域政党というのはさっきから別にそう異論も無いし、小林さんが言ったように何か地方分権的な観点から、書けるんじゃないかという提案もあったので、じゃあ入れる方向で。それは難しい、国政政党と地方政党との間の関係をどうするのかということはあるかもしれません。それも書く人が考えてもらって。ちょっとここは難しいなら、これは検討すべきと書いて良いわけだから。何かそんな形で、何というか全体の流れをここで今日確認する必要は無くて、我が作業部会としてこんな方向で案を書いてくれよというのを決めておけば良いんじゃないですか。

城倉啓：はい、ありがとうございます。じゃあ政党交付金のあり方の見直し、配分方式も含めですが、地域の政党のことも含むという形で政党交付金に誰かに何かを書いてもらうということですね。

その三つは、今言った選挙運動期間のことと、上限枠のことと、政党交付金のこと、この三つは合意されていると。方向性については選挙運動期間についてはより長くっていうことと、上限枠につきましては九つの項目はありますけれども、例として出されていますが、広告の問題に少し焦点を絞って良いんじゃないかという意見もあったと思いますので、そのことを意識しながらと。政党交付金につきましては、片木代表のおっしゃったことで良いのかなと思いますけども。この三つぐらいですか。他に何か決まったものというのはありますか。

はい。ではこの三つのことで分担していただく方が良いですか。一つずつぐらいやってもらうと。どなたがしていただけるかということですが、代表の方々に一つずつが良いですか。それともお越しになっている方に。どっちが良いですか

片木淳：いや、小林さんが折角前回も書いているわけだから、流れもあるし、もう今の話だと全然、前と同じ流れですよね。しかも一部書いていただいているわけですからね。後、政党交付金だけはまだ無かったかと思いますけどね。それを三木さんあたりにお願いしても良いんじゃないですか。ズバリ答えを言えば。

城倉啓：話を先に進めていただいてありがとうございます。今の案でいかがでしょうか。お二人の方。

三木由希子：政党交付金は結構難題だと思うんですよ。軽く受けますってちょっと言える状態ではないんですけれども、かなりの難題だと思います。なのでアイディアは出せますけども、書けるところまではとても行けないと思います。だから書くところまで要求されるとすると、軽々に受けますとは言えないですね。

城倉啓：ということは五月の作業部会にアイディアを出して下さるということはあるけれども、改正案までは書かないという、そういうことですか。

三木由希子：それまで要求されるんだったら、ちょっとごめんなさいっていう話です。

城倉啓：ではアイディアをいただくという形で、よろしゅうございましょうか。その後については、問題となるのはそれは五月のことなんですが、その後残った部分をどうするかということなんですけれども、どういう風に進めたら良いでしょうか。

三木由希子：進め方というか、多分こういうのって結構事前準備しないと詰まっていかないっていう話なんですよね。なので何というかどう進めるかというよりは、少なくとももう少し項目を整理して、こういう順番で議論していくと話が詰まるっていうところを、おそらく整理をして事前準備で少し資料を整理していく準備が必要だと思うんですね。少なくとも次回はあれですよね、立候補後選挙活動期間についてはもう既に小林さんに一旦書いていただいて、多分それを少し整理して頂ければできると思うんですよね。それから選挙運動資金の総枠上限規制も以前書いていただいた案をベースに何を制限の対象にするかっていうところだけ少しまとめていただくということですよね。

これを除いてこれとの関係で資金の問題で政党交付金というものを問題にしなくてはい

けないのかっていうことはありますか。さっき太田さんおっしゃったように政党交付金を、例えば選挙運動期間中にスポット広告に使っちゃいけないとか、そういう制限を入れるのかっていう。全体の規制は無理だけれども、選挙活動期間には政党助成金、政党交付金をスポット広告とかいくつかの使途には使っちゃいけないっていう制限とかを考えることになりますか。そういう議論は想定したほうが良いんですかね。政党助成金の議論を考えるときに。何か連なって関連する部分とかを少しツリー状じゃないですけど、少しぶら下げて整理をしてグループ化して議論しないとおそらくまとまったようでまとまらないという話になってしまうと思うので、それを事前にして、準備をして論点整理をして次回の前に論点的なものを共有していく期間を設けたほうが良いじゃないかという気がするんですね。ここで今次回の検討項目こうしましょうというのは、ちょっと中々難しいかもしれないって思っているんですけども。

片木淳：いや今、三木さんがさっきおっしゃったように、アイディアを出していただけるということであれば、後はそういう細かいというか、ツリーみたいなことは考えなくても小林さんの方で書く中で政党交付金の報告の問題がどういう風に関係していくのか見極めていただいて、もうそんなものは関係ないというんなら書かなくて次回持ってきていただくし、やっぱりここはというんなら何かそこにコメントを入れといてもらえば良いんじゃないですか。でないといつまで経っても煮詰まっていかないという感じがしますよね。今日も大分やっているわけですから、前回から。

小林さん、今の流れでどうですか。ちょっと小林さんにまたご負担をかけるような話になるんですけれども。

小林幸治：前回提案したものの流れで行けば、もうあんまり書き加えるようなことも無いので、それは少し整理をして、その上でもちょっとこういう課題もあるんじゃないかみたいなことは整理して議論していただくみたいなことが必要かなと思います。その部分は進めたいと思いますし、今三木さんがおっしゃった部分で言ったら、だから政党交付金だから、ここで言うと立候補後選挙活動期間という期間の中で、じゃあ政党交付金はどういう扱いになるのかということだと思いますけど、それを野放しにしちゃうと何の意味もなくなっちゃう可能性もあるので、何らかの縛りはかけていかないとどうなのかなと思いますし、その時にどういう風な問題が出てくるのかっていうこともちょっと考えないといけないのかなと。

三木由希子：だから政党交付金の話をするんであれば、上限規制をする時にそれが候補者個人なのか政党なのかという話も当然出てきちゃいますよね。両方なのかとか。比例ベースだと、政党ベースていう話ですかね。

城倉啓：じゃあ時間も押し迫ってきておるので先ほどの片木代表のおっしゃったような形で残りのものについては小林さんにアイディアを出してもらうと、次回ですね。それについて、またまとめあげていくと。残りの部分は、公費負担をやるのかやらないのかを含めてのアイディア。やるとすればどういう。これはすでに出されていますが、現状に即して。後、報告の仕方とか、それと額の設定ですね。前に出されているようなものが多いですけれども、そういったところですね。後、団体。政党、政党支部、政治団体、色んな団体がありますけ

ど、選挙に関して言えばどの団体が何をするのかということ、アイディアを出していただいて現状とほぼ同じなのか、何か違うのか教えてもらってというようなことで、残りのものと言って恐縮ですけれども、いかがでしょうか。改正のアイディアというか。

小林幸治：なので、立候補後選挙活動期間というと上限規制の二つの項目を基本として、それに関連しそうなことを少し整理をしろってことでよろしいですか。

城倉啓：そして選挙期日の決定から投票までの流れを見せていただけたらということで、今日のところはこれでおしまいとさせていただきます。はい。ありがとうございました。